

第 編 策定の趣旨

全国的に少子化が進行する中、少子化の流れを変えるためのもう一段の対策を進める観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づく本県の行動計画として「長崎県次世代育成支援対策行動計画（ながさきこども未来 21）」を平成 17 年 3 月に策定し、全庁的な体制によりさまざまな施策を推進してきました。

しかしながら、少子化や核家族化は進行し、子育て家庭の孤立化、育児の負担感・不安感の増大など、依然として子どもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このような状況の中、平成 20 年 10 月、県・市町等の役割や県の基本的施策等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定しました。

「長崎県子育て条例行動計画」は、これまでの取組を踏まえ、「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現のため、「ながさきこども未来 21」の後期計画として策定します。